

学校法人多摩美術大学法人役員等報酬規程

(昭和63年9月29日制定)

令和8年6月12日理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、学校法人多摩美術大学（以下「法人」という。）の運営管理にたずさわる役員等の適正な待遇を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 法人役員とは、学校法人多摩美術大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第8条、第15条第2項及び第23条に基づいて選任された理事、及び監事をいう。
- 2 法人役員等とは、前号に規定する者のほか、評議員及び顧問をいう。

(報酬)

第3条 法人役員等の報酬は別表のとおりとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

改正後の別表にかかわらず、令和7年4月1日に在任する評議員の報酬は、令和7年6月30日までの間、なお従前の例による。

(別表)

職名	基本給	手 当
理事長	教員基本給表の最高号俸とする	月額26万円、特別手当（賞与及び春季手当）、扶養手当支給
常務理事	教員基本給表に基づき理事長が定める	月額10万円、特別手当（賞与及び春季手当）、扶養手当支給
理 事	専任教職員の場合（学長、副学長を含む） 本学給与規程による 教職員以外の場合 支給しない	専任教職員の場合 月額6万円、賞与時10万円加算、 他手当は本学給与規程による 教職員以外の場合 月額6万円、賞与時10万円支給、 他手当は支給しない
監 事	支給しない	月額5万円
評議員	専任教職員の場合 本学給与規程による 教職員以外の場合 支給しない	専任教職員の場合 賞与時5万円加算、 他手当は本学給与規程による 教職員以外の場合 月額3万円支給、 他手当は支給しない
顧 問	理事会で定める	理事会で定める